

2019年（平成31年）4月17日

大東建託株式会社
代表取締役社長
小林 克満 様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事 佐々木 幸孝

再要請書

先日は、私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）が、貴社に要請していた返金対応に関し、平成31年4月4日付「ご連絡」と題する書面にて、これまでのご回答よりも前進したご回答をいただき、ありがとうございます。当機構の要請の趣旨をご理解いただき、ご対応されることに感謝いたします。

さて、先日の面談の場で、ご回答いただいた内容について、意見交換をさせていただいた通り、あらためて追加で、下記の要請をいたします。

つきましては、本書面に対する貴社の文書による回答を2019年5月17日（金）までに当機構にお寄せください。なお返金状況につきましては、6月末までにご連絡ください。

なお、今回、貴社が返金対応をされることについて、添付の内容で4月23日に公表いたします。この公表は当機構の判断で行うものですが、事実関係に誤り等ございましたらご連絡ください。また本再要請書に対する貴社のご回答の有無及び内容等につきましても当機構のホームページ等に別途公表いたします。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本 事務局 石塚 英司 E-mail:ishiduka@coj.gr.jp
専務理事 磯辺 浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

1 貴社作成の平成31年4月4日付「ご連絡」と題する書面により、①平成28年10月1日以降に建物新築工事の申込があり、その後に契約に至らなかった案件については申込金の返還手続を行うが、②建築工事請負契約を締結し、その後解除した案件については、双方納得の上で合意解約を行う等の精算手続を行っているので、何らかの対応を取る予定はない旨のご回答をいただきました。

2 そこで、当機構から、改めて以下の事項を要請いたします。

(1) 申込金の返還について

① 当機構は、貴社に対し、当機構作成の平成30年9月21日付「要請書」により、平成28年10月1日以降に建物新築工事の申込があり、その後に契約に至らなかった案件については申込金の返還手続を行うよう要請いたしました。

しかし、当機構が「平成28年10月1日以降の申込」に限定したのは、消費者裁判手続特例法に基づいて当機構が貴社に対して返還請求できる範囲が限られているからであり、制度上の制限によるものです。他方、貴社が申込金の返還手続に応じる場合、「平成28年10月1日以降の申込」に限定する合理的な理由はありません。

したがって、平成28年10月1日より前の申込についても、同様に申込金を返還していただきますようお願いいたします。

具体的な対応が決まりましたらお知らせください。

② 申込後相当期間が経過しているにもかかわらず、建築工事請負契約に至っていない案件については、申込撤回の意思確認を行うなど然るべきご対応をお願いいたします。

③ 本年6月末までに申込金の返還状況をお知らせください。その時点で申込金の返還が完了していない場合については、その後任意の段階で申込金の返還の結果をご報告ください。

(2) 契約解除の精算について

当機構が消費者に情報提供を呼びかけたところ、貴社に対して契約解除を申し入れても、貴社がなかなか精算手続に応じてくれない旨の苦情が多数寄せられました。

注文者が契約解除の意思表示を行った場合には、速やかに精算手続を行うなど然るべきご対応をお願いいたします。

以上